

平成29年白老町議会定例会1月会議会議録（第2号）

平成29年 1月27日（金曜日）

開 議 午前10時04分

散 会 午前11時45分

○議事日程 第 2号

第1 会議録署名議員の指名

第2 議会運営委員会委員長報告

第3 行政報告について

第4 議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第11号）

第5 議案第2号 白老町学校給食特別会計条例を廃止する条例の制定について

第6 議案第3号 白老町墓園造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

○会議に付した事件

議案第 1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第11号）

議案第 2号 白老町学校給食特別会計条例を廃止する条例の制定について

議案第 3号 白老町墓園造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

○出席議員（13名）

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸田安彦君

副 町 長	古 俣 博 之 君
副 町 長	岩 城 達 己 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	岡 村 幸 男 君
財 政 課 長	大 黒 克 巳 君
企 画 課 長	高 尾 利 弘 君
地 域 振 興 課 長	高 橋 裕 明 君
経 済 振 興 課 長	森 玉 樹 君
農 林 水 産 課 長	本 間 力 君
生 活 環 境 課 長	山 本 康 正 君
町 民 課 長	畑 田 正 明 君
税 務 課 長	久 保 雅 計 君
上 下 水 道 課 長	工 藤 智 寿 君
建 設 課 長	竹 田 敏 雄 君
健 康 福 祉 課 長	下 河 勇 生 君
高 齢 者 介 護 課 長	田 尻 康 子 君
学 校 教 育 課 長	岩 本 寿 彦 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
消 防 長	中 村 諭 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
健康福祉課子育て支援室長	渡 辺 博 子 君
地域振興課アイヌ施策推進室長	遠 藤 道 昭 君
経済振興課港湾室長	赤 城 雅 也 君
学校教育課食育防災センター長	葛 西 吉 孝 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	南 光 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開会の宣言

○議長（山本浩平君） それでは、本日、1月27日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会1月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第102条の規定により議長において、1番山田和子議員、2番、小西秀延議員、3番、吉谷一孝議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での、本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会、吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議会運営委員会委員長報告。

議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成29年白老町議会定例会は、3月31日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にもかかわらず議事の都合により1月会議を開くとしたところであります。

1月会議に追加議案として付議され提案された案件は、町長の提案に係るものとして、平成28年度一般会計補正予算1件、条例の廃止2件の合わせて議案3件であります。

担当課長からその概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

このことから、1月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長のほうから報告がございました。

委員長報告に対して質問はございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質問、質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、次に行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成29年白老町議会定例会1月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、町内において回収された死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザの陽性反応が確認された件についてであります。

本件は、昨年12月19日に町内で回収したオナガガモ1羽から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたもので、簡易検査において陽性反応が確認された時点から対応に万全を期すため、本町において鳥インフルエンザ対策本部を立ち上げ、町民に対する注意喚起を始め、水鳥のいる水辺に注意を促す看板を設置したほか、巡視パトロールの実施など監視体制を強化してまいりましたが、本日までにおいて異常は確認いたしておりません。

また、今月6日から7日にかけて、環境省から野鳥緊急調査チームが本町に派遣され調査が行われましたが、その際も野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。引き続き北海道など関係機関と連携しながら巡視の継続など今後の対策を進めてまいります。

次に、ふるさと納税の状況についてであります。平成28年度のふるさと納税につきましては、昨年11月までに約1億9,400万円の寄附が寄せられていたところではありますが、その後、12月までのわずか1カ月間で約3億6,200万円もの寄附が寄せられ、12月末時点で寄附額の合計は過去最高となる5億5,682万円に達したところであります。増加の要因は民間ポータルサイトへの委託やクレジットカード決済の導入などに加え、本年度多くの事業者の参画によって魅力ある返礼品のラインアップを充実したことも功を奏したものであると考えております。ふるさと納税は、厳しい財政状況の本町にとって大変貴重な財源であることから、各種事業等に有効に活用させていただくとともに、今後とも大きなご支援をいただけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

最後に美園児童館のリニューアルオープンについてであります。美園児童館は昨年9月から12月にかけて、建物の基礎や土台の補修、屋根・外壁材の張りかえ、トイレの洋式化などの改修工事を経て新しい児童館に生まれ変わり、今月8日リニューアルオープンいたしました。オープン初日は多くの子供たちが訪れ、久しぶりに広々とした遊戯室でドッチボールや竹馬、一輪車などで楽しそうに遊び、明るい雰囲気となった室内環境も大変好評でありました。今後につきましても、児童厚生施設としての機能と役割を果たすため、安心して利用できる健全な遊びの場そして居心地のよい憩いの場を提供し、児童の健全育成を図ってまいります。

なお、本1月会議には議案3件を提案申し上げておりますのでよろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） これで行政報告を終了いたします。

氏家議員のほうから連絡が入りまして、所用のために大体11時ぐらいには到着するという連絡がただいま入りましたのでご報告申し上げます。

◎議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第11号）

○議長（山本浩平君）

それでは、早速議案のほうに移ってまいります。

日程第4、議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第11号）を議題に供します。
提案の説明を求めます。

大黒財務財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算第11号。平成28年度白老町の一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正、第1条 既定の歳出予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,259万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,376万5,000円とする。

第2条、 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年1月27日提出、白老町長。

次のページ、第1表 歳入歳出予算補正。1歳入、3ページの歳入でございますが、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

2款、総務費、1項5目財政管理費、財政事務経費174万6,000円の計上でございます。ふるさと納税に係る証明発行等業務委託料でございますが、年間の寄付件数を5万件と見込み、昨年12月までの寄付件数4万8,000円でございますので、この不足分を計上するものでございます。財源につきましては一般財源でございますが、ふるさと納税の一般寄附金を充てることとしております。

続きまして7目財産管理費、財産管理事務経費2億4,935万3,000円の計上でございます。公有財産購入費を計上するものでございますが、平成11年3月に町の依頼により、株式会社白老振興公社が購入したポロト地区の用地等について、町と白老振興公社とで締結した損失補償契約及び同契約に伴う覚書に基づき、用地等の取得と維持に要した費用及び借入金の利息等全てを含めた一切の費用を加算した額により、町が買い戻すための経費でございます。補正額の内訳につきましては、本日、お手元に配付させていただきました参考資料に記載してございます。

予算議案に記載の温泉権とポロト温泉施設の額は、当時購入した額をそれぞれ計上し、土地につきましては当時の購入価格1億3,900万円のほかに、別紙資料の（2）取得に要した経費の計1,291万108円、（3）の維持管理等に要した経費の計903万1,479円、（4）借り入れ利息3,537万828円、（5）借入金印紙代74万円を加え、1億9,705万3,000円としております。財源につきましては、財政調整基金からの繰入金として全額を充当いたしますが、この後、今回の買い戻し用地を含む町有地を国に売り払うこととしており、28年度中の売払収入はおおむね2億5,500

万円を見込んでございます。この繰り入れによりまして、財政調整基金の残高は現在3億4,522万1,000円となっております。

また、先ほど議会運営委員会において、前田議員からご指摘のございました8ページの補正額の財産区分の欄の項目でございますが、これはあくまでも財政調整基金からの繰り入れでございますが、あくまでも一般財源扱いでございますので、この一般財源の欄に記入してございまして、また、繰入金という記載はこれまでもしていないということを確認しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、17目諸費、税等過誤納還付金等507万5,000円でございます。税等の過誤納還付金につきましては、昨年9月会議の一般会計補正予算第7号におきまして、不足分を補正したところでございますが、その後におきまして町内法人の法人税額等の減額通知により還付が必要となったことから、不足分を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、3款民生費1項1目社会福祉総務費、町民生活事務経費10万円の計上でございます。昨年12月30日に北吉原地区におきまして火災が発生し、家屋が全焼となったことから、白老町災害弔慰金等支給要綱の規定に基づき、被害を受けた町民の方に対し見舞金を支給するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、2項4目児童福祉施設費、緑丘保育園運営費等経費、緑丘保育園に対する負担金でございますが、今回の計上額は1,285万6,000円でございます。緑丘保育園に対する負担金でございますが、入所児童数が延べで67名の増加があったこと、及び子供のための教育保育給付費公定価格が改定になったことから不足分を計上するものでございます。財源につきましては国費が673万4,000円、道費が336万7,000円、一般財源は275万5,000円となります。

続きまして、認定こども園運営等経費1,176万7,000円の計上でございます。認定こども園の給付費でございますが、まず、さくら幼稚園につきましては、保育認定入所児童数が延べで58名の増加、教育認定入所児童数が延べで50名の減少と、緑丘若保育園運営費等経費でもご説明いたしました公定価格がこれも改定になり、不足分として971万9,000円を計上するものでございます。あわせて小鳩保育園につきましては、保育認定入所児童数が延べで42名の減少、教育認定入所児童数が延べで47名の減少と、同じく公定価格が改定になり不足分として204万8,000円、合わせて1,176万7,000円を計上いたします。財源につきましては、国費が646万1,000円、道費が340万1,000円、一般財源は190万5,000円でございます。

続きまして、7款商工費1項1目商工振興費。特産品PR事業、1億2,516万7,000円の計上でございます。ふるさと納税の増加に伴い謝礼品とシステム運用委託料を増額するものでございます。寄附謝礼につきましては、12月寄附額に対する経費約1億7,500万円となり、不足分として6,655万1,000円、さらに、1月から3月までの寄附額を6,000万円と見込み、これに対する経費3,000万円、合わせて9,655万1,000円を計上し、また運用委託料につきましても同様に不足分として2,861万6,000円を計上するものでございます。なお、財源につきましては、11月の一部と12月分のふるさと納税指定寄附分の1億1,008万1,000円のうち、おおむね半分の5,503万5,000円を経費分として充当し、残り7,013万2,000円は一般財源を充てますが、これはふるさと

納税一般寄付分を見込んでございます。また、先ほど町長から行政報告がありました12月までのふるさと納税の額につきましては、5億5,682万円ということになってございますが、このうち経費部分を除き基金に積み立てる額は、現在のところ9,798万円でございます。また、経費分を除いた実質の一般財源につきましては、約1億6,300万円を見込んでいるところでございます。

続きまして、8款土木費、12ページになります。4項1目港湾管理費、港湾施設管理経費148万7,000円の計上でございます。臨港道路の除雪経費でございますが、今月19日及び22日の除雪作業で当初予算に不足が生じたことから2回分を補正するものであります。財源は一般財源としており、港湾使用料につきましては3月の補正で整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金5,504万6,000円の計上でございます。ふるさと元気応援寄附金基金積立金5,504万6,000円につきましては、指定寄附金の11月の一部と12月分を合わせて1億1,008万1,000円のうち、おおむね半分の5,504万6,000円を積み立てるものでございます。

以上、歳出はこれで終了し、歳入の一般財源の説明をさせていただきたいと思っております。

4ページにお戻りください。

まず、11款地方交付税、1項1目地方交付税、今回の補正の特定財源を除いた一般財源分1,132万3,000円の計上でございますが、これによりまして、普通交付税の留保額は832万4,000円というふうになってございます。

それから続きまして、次のページでございます。18款寄附金、1項一目一般寄附金の一般寄付分7,187万8,000円の増額補正でございますが、この特産品PR事業の7,013万2,000円と、財政事務経費の174万6,000円を充てることとしてございます。

それから、19款繰入金、1項11目財政調整基金繰入金2億4,935万1,000円でございますが、これにつきましては白老振興公社所有地の買い戻しのための財源として繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） おはようございます。10ページの緑丘保育園の運営経費と認定子ども園の運営経費のことでお伺いします。

先般、保育園のことにつきまして全員協議会で説明がありましたけれども、子供のための教育保育給付費負担金、保育所と認定子ども園についてということを出てはいますが、これは、こちらの二つの園だけが出ているのですけれども、残りの二つの園のほうが出ていないのです。ですから、なぜなのかというのがまず一つお伺いしたいと思っております。

それと、緑丘保育園というのは今までどおりの保育園でいいのでしょうか、認定子ども園に

なったということはないのでしょうか。そして今回、運営経費がこの二つの園だけが出ることになったその経緯をお伺いしたいと思います。なぜ二つだけなのかその辺がよくわからないのでお願いします。

○議長（山本浩平君） 渡辺健康福祉課子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡辺博子君） お待たせしまして大変申しわけありません。ただいまのご質問でありますけれども、このたび補正させていただくのが緑丘保育園の運営経費と認定こども園の運営経費でございますが、認定こども園の運営経費につきましては、さくら幼稚園と小鳩保育園2園分の経費の合算となっております。今回はその民間の3園分の増額補正ということになります。

補正した経緯でございますけれども、先ほど財政課長のほうからもご説明ありましたけれども、このたびの増額補正につきましては当初の見込みの人数、入所の人数よりも多かったということと、公定価格の増によってその運営費が増額するということになります。こちら運営経費につきましてはあくまでも民間保育園に対する運営費ということになりますので、民間保育園3園分の補正となります。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） わかりました。

つまり、白老町で運営している部分に関しては、国のほうからそういうようなものは一切ないということで理解してよろしいのでしょうか。それと、今回のこども園、今回は緑丘保育園が別にこども園になったからではないのですね。緑丘保育園が民間だから出たということよろしいのですよね。

それと、今後は、来年度ということになりますけれども、29年度以降はこういう利率での補助金というのはこれから先も来るもので、これは白老町の保育園には、町が行うものには一切出ないとふうに理解してよろしいのでしょうか。その辺をもうちょっと詳しく説明していただければと思います。

○議長（山本浩平君） 渡辺健康福祉課子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡辺博子君） 緑丘保育園につきましては、ただいま保育園として運営しております。29年度から認定こども園に移行するという事は、こちらのほうとしてもお伺いしているところなのですけれども、この給付金につきましては保育園、認定こども園に限らず、民間事業者に対しての給付金ということになります。これはあくまでも民間ということですので町立で運営している場合にはこの給付金というのが発生しないということになります。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 29年度から緑丘保育園は認定こども園に移行するというふうに説明を受けましたけれど、そういうふうになった経緯と今後どういうふうになるのか、その辺もうちょっと詳しく、今初めて聞いたので、すいませんけれどお伺いしたいと思います。3度目なのですけれども、できる限りわかりやすく説明していただければと思います。

○議長（山本浩平君） 渡辺健康福祉課子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡辺博子君） 緑丘保育園の認定こども園への移行なのですが、あくまで事業者さんの意向に沿ってということでありまして、恐らく事業者さんのほうでも認定こども園にしますと子供が通いやすい環境が整えられるとか、そういうようなお考えで移行するというふうに思っております。これにつきましては、町のほうでも教育の必要数、あと保育の必要数というのを計画の上で載せてございますけれども、その計画の中に見合った数字ということで認定こども園の移行というのは、町としても承認といいますか、了承したところでございます。

○議長（山本浩平君） ほかがございますか。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 9ページの公有財産購入費、白老振興公社の土地建物等の購入について伺います。先般の象徴空間特別委員会での説明はありましたから、内容については承知してはおりますけれども、これ今回、当時先ほど説明がありまして町は政策的な事案としてこれ土地購入して、その後白老振興公社がこれまで肩がわりしてきてるということで、今回処分されますので、白老振興公社の会計上明確に整理しておかなければいけないと、この数字の扱い方について、こう思います。その後、町から国に土地を売り払いますけれども、そういうことは別にして、前段として、私は国がこういう形で土地を購入してくれるということについては大いに評価しています。

ただ、町と白老振興公社の関係でありますので、数字的なことをこの辺で整理をしておかなければ、あとで数字が違ったということになっては困りますので、私は前にいろいろ資料をもらいましたので、白老振興公社の27年度の決算の貸借対照表を見て質問したいと思います。

今回処分されているのは、会計上数字が出ていますので質問したいと思います。それで、27年度の貸借対照表ですので、若干数字が変わるのかと思いますけれども、それを踏まえて何点かお聞きしておきたいと思います。

それで、お手元に多分、白老振興公社の貸借対照表があると思いますので、それについて数字上の、契約上の観点でお伺いしたいと思います。

まず、土地が貸借対照表では1億8,160万9,362円なっているのです。これに対して、今回の契約額は補正予算額で上がっています1億9,705万3,000円になっています。この内訳は、きょう資料をもらいましたのでこの資料の積み上げかと思えます。ですけれども、この差異があるのです。これがまず何か。それと次に、家屋、これを見たら計算上、簿価をゼロになっているのです。そうすると、契約額は2,605万円になっているのです。この差異は何なのか。それと、土地、温泉権、これを合すると2億1,023万543円ですけど、補正額は2億4,935万3,000円になっています。この違い。それと、温泉権の計上額2,862万1,180円に対して、契約額は2,625万円になっています。この差異。

次に、長期借入金の計上分が2億3,000万円になっていますけれども、補正予算額は総額の区切りが、そして白老振興公社にいくのは2億4,935万3,000円です。この差異はどうなってい

るかということと、これはあくまでも町と白老振興公社という立場の形でお聞きしますけれども、土地、家屋、温泉権、この買収額は現在の評価額で購入するのか、これは当然な質問だと思います。それとも、何を根拠にこの契約額になっているのかということですか。

それできょうもらった資料を見てみますと、裏面のポロト地区不動産取得に伴う借入金利息、これ21年度分までは計上されているのですが、この22年度以降は町と白老振興公社が負担することになっていきますから、22年以降これまでの分の町と白老振興公社で支出している借入金利息ありますけれども、その金額とこの取り扱いはどういう形に処理されるのかということでもあります。

それと最後になりますけれども、先般、象徴空間で図面を示していただいて、るる説明がありましたので理解いたしました。そこで、その額が今回の額になりますけれども、今回、土地の売却があります。博物館が建つところはまた後で聞きますけれども、土地売却区域で、その中でポロト温泉もそうですけれども、支障物件あります。あると思います。この支障物件は何があって、どれぐらいの経費を要するのか。そして、今回のこの売却する地域の中で、ポロト温泉は皆さん議論しているからわかりますけれども、それ以外で国のほうから事務的にこの土地の売却する額の中に、これとこれだけは必ず町で処理してくださいと、そういう約束をされたものがあるのかどうか。あればどれか。だから、今回土地を全部売った額から支障物件を除いた額は、いくら土地の売却益となるのかその辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 細かく分けますと、今の質問は7点ほどございますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（山本浩平君） 会議を再開いたします。

町側の答弁を求めます。大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それではお答えいたします。

ちょっと質問が多岐にわたりますので、もし順不同あるいは足りないところがありましたらお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に、貸借対照表との今回計上分との差異についてご説明いたします。

これは土地、それから建物、温泉権、これも含めてご説明をさせていただきますが、あくまでも今回の4つの買い取り、白老振興公社の土地の買い戻し地につきましては、白老振興公社が当時平成11年3月に支払った額を、町がすべて保障するという大きな考えのもとに立って契約した損失補償契約であり、あるいは覚書ということがございますので、実際、現在の例えば評価額に基づくその価値、土地であったりあるいは温泉権あるいは家屋も建物も含めてですけど、確かに建物などは、それからかなり10数年たってございますので、減価償却してゼロになるということももちろんあるかと思えます。しかし、これは現在ゼロであったとしても、当時払ったお金を保障して、その分を、白老振興公社さんが肩がわりした分を町が保障すると

という意味でございますので、あくまでも現在の貸借対照表に記載されている数字と差異があってもこれはやむを得ないものと、当時かかった金額に対して、今回その分をお支払いするという考えに基づいてございます。

それから、現在、白老振興公社さんが銀行等から借りているお金2億3,000万円でございます。今回買い戻しするのは約2億4,900万円ということでその差異でございますが、これは、この2億3,000万円の内訳という部分につきましては、ここに別紙で記載のとおり、この当初買った土地、建物、温泉権、それから取得に要した経費等、それから維持管理等に要した経費のほかに、利息もある程度見込んだ上で借り入れを行っております。当初は、最初の借り入れは2億2,200万円だったと思います。3年ごとにこれは見直しをして銀行から借りるといような手続を踏んでございまして、その後は2億3,000万円ずつと変わらず現在までに至っているという状況でございます。

しかし、毎年、利息が実際かかってきますし、3年分の利息を想定した借り入れにおいても利息があくまでも想定なので、それが上がったり下がったりというようなところで、最終的に利息分についてはそれに上乗せして実際は出てきていると。その部分を白老振興公社が、いわゆる現金で利息を払っていたというような状況でございます。その部分が今回の2億4,900万円と2億3,000万円の差につながっているというようなことでございます。

それから、今回、国に売り払う土地の中の支障物件の関係でございますが、これは、象徴空間特別委員会におきましても、今後このような事業が発生するというところでご説明申し上げてございますが、実際は民芸会館のくいの撤去、あるいは現在のチキサニの解体。今回の白老振興公社が買い取りする部分ということで申しますと、ポロト温泉の建物と三角山の撤去という部分になります。それで金額等につきましては、ちょっと全体で押さえていますので、今この二つとなるとちょっと後からご答弁させていただきますけれど、基本的にこの件につきましては、現在お示している数字から、今、29年度の予算査定中でございますので、これは若干の増減があるというふうに実際は押さえてございます。私のほうから以上でございます。

○議長（山本浩平君） 遠藤地域振興課アイヌ施策推進室長。

○地域振興課アイヌ施策推進室長（遠藤通昭君） 解体の部分の金額でございます。振興公社のかかる部分なのですけれども、まず三角山に温泉の配管等があるのですけれどもこれの撤去。これをするために樹木の伐採等もしなければなりませんけれども、こちらが約1,000万円。あとポロト温泉の建物と付属の備品庫と物置を含めて約2,270万円の今現在見込みをしているところでございます。

○議長（山本浩平君） 答弁漏れ等がありましたら先にどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 借り入れ利息の22年度以降の取り扱いどうなっているかということ。もう1点は、ポロト温泉と三角山温泉の分についてわかりました。それ以外に、国等から、これだけはやってくれという部分のひも付きの支障物件的なものはあるのかどうか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克己君）** 大変申しわけございません。平成10年から平成21年度までにつきましては、白老振興公社が銀行から借りている部分の利息を全て白老振興公社で肩がわりして、その部分も含めて町が最終的に買い戻しの中で含めて、そこを町費において補償するというようにしてございますが、平成22年からこれは確か金融庁の指摘がございまして、このような借り入れの部分の中で、新たに借り入れをプラスしてやるのは好ましくないということで、利息分につきましてはキャッシュでといいますか、毎年支払わなければならないというような形になってございます。それは、借入先の銀行からも強く言われたところでございまして、それを踏まえて振興公社と町において利息をどのように負担するかということで、これは平成22年からやはり実際、町と白老振興公社が温泉として利用して収益を上げているという部分も含めて、これは折半して払いましょうという取り決めをいたしまして、実際、白老振興公社が20.52%、残りの79.48%は町で支払うということにしてございまして、22年以降毎年7款商工費の中でこの利子の負担分を予算で計上しているところでございます。以上です。

○**議長（山本浩平君）** 遠藤地域振興課アイヌ施策推進室長。

○**地域振興課アイヌ施策推進室長（遠藤通昭君）** 先ほど温泉の配管、水道管等も含めてポロト温泉の建物の解体以外の部分につきましては、今のところ地元白老町で負担するという部分は今生じておりません。国の協議の中で、図面等実際的に見えるもの以外で、仮に土を掘って出てきた場合は町と国の協議等はしておりますけれども、基本的には国のほうで残存物が出てきた場合撤去していただくということで協議を進めております。以上でございます。

○**議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。もう一度お願いします。

○**13番（前田博之君）** それで、先ほどのを忘れたら困るので、今、説明のあった借入金の利息の22年度以降分、白老振興公社が約21%ぐらい見ていると、この部分については今回の経費の中に含まれているのかどうかということです。

それと、私は事実を確認して整理しておかなければいけないので聞いていますので、変な他意はありませんのでその分は答弁願いたいと思います。

1問目で質問あえてしなかったのですが、今、町と白老振興公社でそういう確約、約束をしているとありました。そうすると平成10年度に白老町が買収したこの内訳が、覚書で今そうなっていると聞いていますけれども、覚書で実際に、仮に簿価が今ゼロである家屋、建物が当時この評価額で、2,605万円を買うと。こういう部分で金額が入って覚書がされているのかどうか。その部分についての覚書の全てではないけれども、ただいま質問した項目について、どのような形で覚書で文書化されているのか、それを答弁してください。

それと、もう1点です。今回、土地を買うエリアの支障物件についてはわかりました。そうすると、この中にポロト温泉が入っています。先般も委員会で議論されましたけれども、まだポロト温泉の事業者を公募してないということでもあります。それは別に置いて、そうすると、先の委員会でもポロト温泉を新規にするときに、新たな温泉、仮に掘削する等々いろいろあると思います。そういう経費については、今後、この土地の売却益の中で、町が義務的というか、公募して温泉施設を建てる部分で、町がどうしても仮に必要な負担をしなければいけないとい

う経費が、按分が出てきたときには、これはこの土地の売却益で賄うのか。当然、裏を返すと私はポロト温泉の営業の移転補償等々あってしかるべきだと私は思いますけれども、そういうことも含めて、そういう考えのもとで、そういうものが出たときには、この範囲内でこの土地の売却益を充てるのか。ほかにも事業ありますから、あるいはこれは別にポロト温泉は、この売却益以外に一般財源でそれを充当するのか、その辺はどのような取り扱いになるかをお聞かせください。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、まず最初の22年度以降の白老振興公社が毎年支払っている利息分の額につきましては、これはそれぞれやはりそういう当時の話し合いで、それぞれ分担して支払うということにしてございますので、その部分につきましては白老振興公社の責任において支払っているということでございます。ですから、白老振興公社の部分を町がその分を補償するというにはなってございません。

それから、覚書の関係でございます。当時の覚書につきましては、その当時の金額は入ってございません。ただ、どのような形になっているかといいますとちょっと支障があるところは除いて読み上げますが、相手方の名前ですとかそういうところ除いて、まずは損失補償契約というものを結んでおりまして、これは甲が白老町、乙が白老振興公社ということでございます。甲の乙に対する損失補償の限度額2億6,000万円ということでございます。ただし、補償の内訳は、取得価格、取得に要する諸経費、資金借り入れ利息、維持管理諸費とする。ということが損失補償契約の第1条でうたわれていると。それとあわせて覚書を交わしてございまして、この覚書は町が責任を持ってその部分を買戻すか、あるいはその額を他に移転させるということも視野に入れて、責任を持ってその額を含め確保した上で、ほかに移転するという部分の責務もあったということがあります。この不動産を乙から甲に移転する場合は、損失補償契約第1条に定める範囲内における取得と維持に要した費用及び借入金の利息とすべて含めた一切の費用を加算した額とするというような書き方をしております。以上です。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 温泉誘致にかかわっての掘削の負担についてのご質問ですが、現在、募集要綱策定しておりますけれども、その中に新たな温泉掘削の必要が発生した場合は、事業者の責任において掘削を実施することとするということで、募集要項の中で町が負担をするとかそういうことはうたっておりませんので、町の負担については現在の募集要項では考えておりません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 先に、今の温泉の負担の部分について、例えばですけど、インフラ整備が出てくるはずで、町がしなければいけない下水道だとかそういう部分について伺っているのです。本当にこれが今出てくるかということも予期されていると思いますから、そういう部分についての財源がどうなっているかということをお聞かせください。

それと、覚書についての内容はわかりました。そうすると、これ最後ですからお聞きします

けれど、なぜかというところ、いろいろ今後その処理したことによって、白老振興公社の剰余金とか、あるいはなぜ白老町が白老振興公社に根拠がないのにこれだけの買収費用を出したのかということで、いろいろな町民の中からも出てまいりますので、そういうことも含めて言っているので、他意はありませんので、そういうことは我々議会も町も十分に整理する必要があると思います。そういうことからすると、家屋も、建物の金額が出ていますけれども、今覚書には数字が入っていません。今回この数字はどういうところから押さえられてきているのか。当然簿価ゼロです。この数字がどこから出てきたのかということです。これちゃんと整理しておかなければ、いろいろ後から問題が出ます。

それと、1問目で総合的に判断されたような言い方をしていましたけれども、改めてやっぱり土地、今家屋いきました。温泉権、これが白老振興公社の貸借対照表の載っている評価と、うちが今回補正予算で書いた数字が違っているのです。この差異を、ある程度こうこうだから違っているのだということが当然予算審査で上がってくるのですから、当然、補正予算の中で予算査定する中に、このようなことは当然考えられますよね。なんで数字が違うのか。その辺が、何がこういう数字の差異になっているのですかということを知りたいのです。ただ漠然と言われても困ります。総合的な判断というか、抽象的判断ではなくて、これちゃんと数字が出ているのですから、白老振興公社は貸借対照表に出ています。当然、この土地いくら、家屋いくら、温泉権いくらと。白老振興公社の貸借対照表ではこういう評価ですと。では、何でこんなに数字が上がったり下がったりするのかと、根拠は何ですか。これは当然、疑問感じて、整理をして、議案に上がってくるはずですよ。それぐらい堪えられるものでないといけないと思いますけれども、その辺について再度伺って質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 先ほど、前田議員の質問の中で、掘削に関してだけであってインフラ整備は3回目の質問で出ていたので、その答弁については、決して高橋課長の答弁は間違っていないと思います。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） そういう意味でないです。

○議長（山本浩平君） 3つ目のほうの答弁お願いしたいと思います。

一つは掘削以外の町でどうしてもやらなければならないインフラ整備や何かということです。

高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 新たな温泉用地において、事業を行う場合のインフラ整備の関係でございますけれども、通常考えられるのは電気、ガス、水道関係になりますけれども、このことについては、まず、基本的にはそういう各エネルギー源を供給する施設、温泉施設ですけれども、そこに引き込む場合の工事費用は事業者負担になります。その前の道路までとか、そういうところまでの運搬は、例えば上下水道だったら町が整備し直すということになりますけれども、現在のところ、当然、原課はそういうふうには押さえておまして、事業計画が出れば協議するということになりますけれども、現在の時点では、その施設の使用料がまだ未

定です。水の量何トン使うのかが未定ですので、そこは事業計画が出てから協議する必要があるというふうに押さえております。

○議長（山本浩平君） では、もう一度、高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 先ほど申しましたように、基本的にはその引き込みの工事費用は全部事業者が行うということとしております。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、この本日お配りした土地、建物、温泉権の1億9,130万円の内訳の金額につきましては、もちろん覚書等にはこの額は記載してございませんが、この額は、当時白老振興公社と所有者が交わした契約書の数字でございます。これをもとにこのように資料としてお配りしているということでございますので、これは当時の確かな数字ということでございます。

それと、この数字と貸借対照表の比較という部分につきましては、これは、最初にお答えしたとおり、現在その貸借対照表がメインではございませんので、あくまでも当時の白老振興公社がいくら支払ったのかというところの補償ということでございますので、あえてその精査という部分は事前に行っているわけではございませんが、ただ、今、前田議員がおっしゃられたご心配の、いわゆる税金の部分、これが今後その辺の現状の価格と当時買った価格の差異等があれば、その部分について金がかかるということも可能性としてはございますので、その辺につきましては今後、税務署あるいは白老振興公社の税理士さんとの協議の中におきまして、この辺の精査も今後していく必要があるかなというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 4回目としてちょっとやってください。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 土地の部分はもう数字が出ているのでわかります。いいです。建物が評価ゼロですよと、それで覚書にも当時いくらの物件だよということですよ。載っていないけれど2,655万円が出てきたと。これはどこでどう抑えたのかということを知っているのです。そういう部分と、あとはその差異等についてはこれから税理士との協議で出てくるということですね。それは後でまた教えてください。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） すいません。先ほども申しましたが、この土地それから建物、温泉権のここに記載の金額につきましては、当時の所有者と白老振興公社が契約した契約書の中に、この金額が記載されているということでございます。それを確認してここに拾っているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに、質疑をお持ちの方はどうぞ。4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） ちょっと同僚議員に関連した質問なのですが、おおむね町としての買い戻しの価格等に対する積算の根拠については理解できました。ただ、その部分に係って、適正な買い戻し価格という部分にかかってなのですけれども、今回のこの買い戻しにかかわる諸費用等は発生するのでしょうか。通常の場合ですと当然仲介業者も含めて、さまざまな報酬

が発生してしまうと思うのですけれども、この買い戻しという部分に関しての費用は発生しないのかどうか、そのあたりの整理について伺います。

あと、同僚議員のほうから利益という部分について、かなり突っ込んだ質問がかわされてきて、私もそこは理解できました。ただ、この簿価に何を計上してあるかどうかという部分にかかわってなのですから、土地取得に要した費用、(2)の部分です。これが簿価に計上されたのかどうか、取得時の費用として計上されているのであれば問題ないのですけれども、これが費用としてもう償却されていた場合、これも利益になる可能性があるのです、まずこの(2)の扱い。そして今回のこの維持管理に要した費用ということと、借入れのこの(3)、(4)です。この部分なのですから、こちらのほうは白老振興公社としての会計上としてはもう処理されているのかなと思うのですけれども、これもう経費として処理されているのかどうかについて伺います。

○議長（山本浩平君） 3点ほどございました。

大黒財政課長。

○総務課長（大黒克己君） まず、今回の買い戻しの契約に伴う諸費用につきましては、とりあえず印紙代がかかるというぐらいで、あとは特別のものは発生する予定でございません。ただし、前回、特別委員会の中でも申しましたとおり、今後、税務署等々との協議によりまして、もしかしたら不動産、法人税が白老振興公社のほうに発生する可能性がありますので、もし発生するとすればその分につきましては、改めてその額を補償しなければならないということも、新年度出てくるというようなことでございます。これはあくまでも可能性ということで、現在はないような、今後、その辺の税金かからないような形で税務署にはお願いしているところ、協議はさせていただいているところでございます。

それと、(2)それから、(3)のいわゆる簿価に含まれているかどうかという部分につきましては、その辺につきましても、実際は今回の2億4,900万円を買い戻すという部分とは、直接的には関係する部分ではないというふうに考えてございます。ただその辺が入ってる入っていないで、税金にどう影響しているのかという部分だと思いますので、それにつきましても、最終的には税務署の判断ということになってまいりますので、その辺につきましても、今後、こちらとしてもそこら辺との実際に白老振興公社の貸借対照表の部分、それは白老振興公社ももちろんきちっと調べなければならない部分でございまして、その辺は協議をしながら、今後その辺は調査を進めるということ考えてございます。

それから、(4)、(5)の部分につきましては、借入利息それから借入金の印紙等につきましては、処理は終わっているというふうに考えてございます。この辺の内訳というのはちょっとこちらのほうで押さえてございませぬ。というのは、実際は2億3,000万円というお金を借り入れてございます。その中に、当時の維持管理に要した経費という部分については、2億3,000万円の中に、今実際借り入れている額に含まれているということで押さえてございませぬが、利息につきましては、一部は入っていて、一部は先ほど申しましたこの差額、2億3,000万円と2億4,900万円、この部分が実際は白老振興公社のほうで処理されている部分、この3,500万円の

うちのです。その残りの部分については、2億3,000万円の中にまだ借り入れ分として残っているというようなことで実際は押さえてございます。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 今回の整理についてわかりました。今回、買い戻しなので、あくまでその契約書で定められている総称的な部分で考えたいということで、その考え方の組み立てはわかるのです。それが、ちゃんと税務署にもきちんと整理された考え方が伝わって、そういった適正処理の中で、なるべく税金が発生しなければいいなというふうにして考えているのですけれども、ただ、この会計上の処理の方法によると、白老振興公社が今処理をしている処理の方法というのは、私は適正だと思っているのです。だから、建物の簿価がゼロになっているのだとか、今、同僚議員が質問されていましたが、そういった部分でずれがあると、差異が生じるのは白老振興公社の会計上の株式会社としての処理ですので、それはそれで当然だとは思いますが、その部分の差異が利益にならないという考え方というのはあるのかなと思うのです。

これで見ると土地はいいです。整理されて若干の増減はあっても大丈夫だと思います。温泉権も大体理解できました。ただ建物は当然簿価ゼロ、これだけ経年していますから。となると、通常の方でいけばですけど、土地、建物がゼロ円のもので2,600万円が補償してもらったと。取得に要した費用や維持管理や借り入れ利息についても、もう当然会計の年度の処理の中で、もう恐らく処理済みのものは多いはずで。過去には入っているかもしれませんが、まずそうだとすると、これで見たら建物2,600万円、さらにこの維持管理に要した経費の約900万円、さらにこの借入金利息についても年度当初で処理されていけば、これら全てが、科目は何になるのかわかりませんが、補償金というふうになるのか、売買利益という形に扱われるのかわかりませんが、そうなった場合、通常でいけば税金は1,000万円を軽く超えてくると思うのです。やはりこのあたりを今後整理されるということでそれも理解できます。ただ、見通しとしてある程度やっぱり白老振興公社の経営にとってもかなり影響あると思うので、そういった部分というのは、現段階の把握としてはないように努めていくという部分では理解できませんけれども、どういう整理の中でこの部分整理されたのかということをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 広地議員ご指摘のとおり、今回、あくまでも町のいわゆる補償ということで、この2億4,900万円が買い戻すという部分については、お約束という中で特にこれについて間違いはないというふうに私ども考えてございますが、確かに税金が今後発生するかどうかという部分につきましては、ご心配をおかけしてございますが、今回のこのようなケースといいますか、通常の売買で簿価が今建物ゼロ円でそれを2,500万円を買うということになれば、これはもちろん税金が発生するということであります。ただし、私どもが税務署に訴えているのは、あくまでもこれは通常の売買ではないと、あくまでも当時買った部分を補償するという2,500万円を買ったものを2,500万円が補償しているのですと。そこに白老振興公社にとっては簿価と比べれば利益ということになりますけど、白老振興公社自体も実際当時支払ってい

ますので、これにつきましては何の利益も発生しないということを訴えているのが一つです。

それともう一つは、これが税務署でどう判断されるかという部分もあるのですが、これはいわゆる国家プロジェクトで、たまたま町が中に入っていますけれど、最終的には国がこれを取得して、いわゆる公共施設、国の施設としてこれから運営していくという部分の一つの手段としてこういうようなものが発生している。こういうことに対して税金が実際発生するのですかということを訴えているところでございます。

ここはまだ、最終的には税務署の判断をいただいておりますので、今後も、先ほどの繰り返しになりますが、こちらの税理士さんとも含めて協議しながら、いい方向に進めたいなというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） わかりました。ただ、今ざっくりの積算でも、お話しいただいたとおり町として押さえているというのはわかりました。建物の代金、さらにこういった経費の部分は当時の価格として補償している部分で、これをもし所得としてみなされた場合、ざっくり今計算しましたけれども7,000万円以上になります。ですから、単純な所得税であればもうこれ20%ですから1,400万円を超えるのです。やっぱりこれ今後の公社の扱いの中で、どういう整理を進めていくかということ、またこれは別な議論になりますのできょうはしませんけれども、結構大きな問題になるのかなと思います。あとは専門家との整理の中で整理をしていくということでそこはわかりました。

ただ、その整理の前段として、もう決算も控えていますのでこの1点だけ。当時でもう経費の部分が全部処理終わっている部分に対しても、こうやって買い戻しの特約というか、買い戻しの契約条項に基づいて補償していますよね。そうすると、少なくとも貸借対照表には相当な補償金という科目になるのか、科目は整理しなければいけないと思います、相当な金額が帳簿上載ってしまうのですけれども、こういった部分は今整理どうなっているのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 会計上の整理はどうなるかという話ですね。

古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） るる、白老振興公社の経営含めてお話をずっとしてきました。重なる部分というのはあるのですけれども、基本的には何回も繰り返しているように、当初の11年に結んだ白老振興公社とその所有者との関係で結んだその金額をもとにして町との覚書を取り交わし、そしてその金額で最終的なこの処理を行うというふうなことになっております。それが基本中の基本として動いております。そこを踏まえて、今回、町との売買の関係においては、今議員のほうからのご心配あるようなところは、十分、白老興公社としても調査も含めて、白老振興公社の税理士のほう、専門のほうでやっているのです。ところが、内実を言いますと、苫小牧の税務署ではちょっと話がなかなかわからないというふうなことで、実際には札幌のほうで今そのところは、今のどういうふうにするかというふうなことで進めております。

ただ、基本的に私たちが押さえているのは、これは今課長のほうからもう何度も説明があったように、そういう基本的な押さえのもとに行った売買契約というか、当初のことがあって、

それを踏まえて行く、そういうところはしっかりと理解をいただきたいというふうなことで、今協議を進めているところでございますけれども、ただ税務署自体がこの行為についてどういうふうな判断するかというのは、我々の思いとやった行為との関係なしに、そのところの結果というのは出てくる可能性もあるかもしれないのですが、今の段階としては先ほどから課長のほうで説明している状況の中で進めておるところでございます。

○議長（山本浩平君） 方向性が見えた段階で、また特別委員会等々でまた説明いただければと思います。

ほかに、ご質疑をお持ちの方ございませんか。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） この議論をずっとやっていますが、当時のいろいろな問題があって白老振興公社が肩代わりして、まちが取得したわけです。

今、話しているのは、いずれにしろ私から言わせると、白老振興公社とまちの身内の問題なのです。たまたま、取得してから19年たって、象徴空間というものがあって、いずれにしても、まちはもう10年も前に解決していなければならない問題をなかなかできなくて、平成11年に取得してから18年後です。たまたまいい方向にポロトの利用ということでこうなったのですから、先ほど言ったように身内の問題ですから、大きな町民に迷惑かけないのであれば、重箱の隅をつつくようこういう議論をしなくても、私はいいのではないかなと思うのです。ですから、面倒くさい話はあまりしないように大きな気持ちで、象徴空間をができることのこちらのほうに力点を置いて、あまり重箱の隅をつつかないで、身内の問題ですから、私はそうあるべきだと思うのですが、それだけ述べておきます。

○議長（山本浩平君） 今のご意見は、質問ではないと思いますので、議長からは国との協議の中で、あくまでもあの施設は要らないというのは国の考えでございますので、その辺も踏まえて十分国のほうにもいろいろな形をお願いをしていただきたいと思います。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 今、松田議員からそういう発言ございました。私も全くそのとおりで思っていたのです。一応の記憶がありまして、そうした今の萩の里の自然公園も膨大な土地を町は買ったわけです。そのときは今の議長の前の議長がその決断をされたのですが、ポロトもそうだったのです。ですから、もちろんそこに何か恣意的なことがあってはだめだと思います。それは私もだめだと思います。ただ、今回のやっぱり根拠ははっきりしているというところは、やっぱり我々は認めるべきだろうなというふうに私は思います。

ただ、やっぱり、一つはこれ利益が出ないの是一般論。プロではないものが考えれば、利益が出なくて町民に還元がされるような形が一番いいわけです。利益が出たその次、利益と称されるものが、そういうような仕組みはどうも今の答弁では余りつくれそうにないようです。政治的な判断がなければなかなかそこはつくれないようですけれども、ただ、やっぱり白老振興公社がこれからどう公社運営をしていくのかというあたり含めて、やっぱり町の展望をきちっと示す必要があるのではないのかなということだけは、一言だけはちょっと言っておきたいなと

いうふうに思います。そこら辺、例えば、それが利益として膨大に出ることが、そういう形で契約していたという記憶もありますから、実際には言われたとおりなのです。ただ、そこで本来それが、私前回なぜ内部留保資金かと言ったというのはそういうことだったのです。ですから、そこが白老振興公社やまちがきちっと使えるような、松田議員が言われたように使えるような、町民にあらゆる意味で還元されるような振興公社運営になっていってほしいと思うのですけれども、そこら辺の考え方だけあればお聞かせください。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 利益といいますか、今、土地の売買のところの金の動きで、売り払いの中での金額が直接町民に還元するという、そのところはなかなか今の段階では本当に難しいことだと思っております。ただ、これはこの金の動きによって、今進めている象徴空間の全体的な運営に今度かかかわってきたときに、そのことが開設を踏まえて、今後町の動き方といいますか、さまざまな面での還元という部分はきっと大きなものがあるだろうというふうに認識をしております。この売買をとおして、今後、白老振興公社のあり方については、白老振興公社が今まで担ってきたこの大きな役割というのはもうこれで終わりですから、そのあとを白老振興公社がどういうふうな任務を、責務を町の中で果たして行くかというのは、やはり十分協議をしなければならない一つのことだというふうに認識をしております。

ただ、今白老振興公社も少なくとも26人の社員を抱えて経営をしているところでございます。そういう中で、雇用をしている、働いている方たちを決して路頭に迷わせるというか、それで終わりだというようなことにならないような、今後について白老振興公社が残る残らないのかというふうな、そのことも含めながら、そういう人たちの今後についても十分考えた結論を出していかなければならないというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） ほかに、ご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第11号）を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 白老町学校給食特別会計条例を廃止する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 白老町学校給食特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

葛西学校教育課食育防災センター長。

○学校教育課食育防災センター長（葛西吉孝君） 議案第2号でございます。

議の2-1をお開きください。

白老町学校給食特別会計条例を廃止する条例の制定について。

白老町学校給食特別会計条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年1月27日提出。白老町長。

白老町学校給食特別会計条例を廃止する条例。

白老町学校給食特別会計条例（昭和51年条例第4号）は廃止する。

次のページ議2-2をお開き下さい。議案説明でございます。

学校給食特別会計は、学校給食の円滑な供給と経理の適正を図るため、昭和51年に設置したものであるが、特別会計における給食提供にあたって、給食費の納入見込みを考慮しながら月々の献立を決定している状況を解消し、計画的な献立作成に必要な財源を定期的に確保する必要があることから、一般会計での事業運営とするため、本条例を廃止するものであります。

前のページにお戻りください。

附則でございます。

1 この条例は平成29年4月1日から施行する。

2 この条例による廃止前の白老町学校給食特別会計条例第1条に規定する白老町学校給食特別会計の平成28年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

3 白老町学校別会計の廃止の際、同会計に属する剰余金、債権及び債務は、白老町一般会計に帰属するものとする。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただ今、提案の説明が終わりました。

これより、本案に関する質疑を許します。

質疑がございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 白老町学校給食特別会計条例を配置する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 白老町墓園造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

○議長（山本浩平君）

日程第6、議案第3号 白老町墓園造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議案第3号でございます。

議の3-1をお開きください。

議案第3号、白老町墓園造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について。白老町墓園造成事業特別会計条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年1月27日提出、白老町長。

白老町墓園造成事業特別会計条例を廃止する条例。

白老町墓園造成事業特別会計条例は廃止する。

次のページをお開きください。議案説明でございます。

墓園造成事業特別会計は、墓園造成事業の円滑な運営を図るべく、墓園造成の整備を促進推進するため、平成10年に設置したものであるが、本会計が抱える累積赤字を安定的かつ確実に解消するとともに、社会情勢やニーズに応じて墓園の整備を継続していく必要があることから、一般会計での事業運営とするため、本条例を廃止するものである。

前のページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は平成29年4月1日から施行する。

経過措置、第2項、この条例による廃止前の白老町墓園造成事業特別会計条例第1条に規定する白老町墓園造成事業特別会計の平成28年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

第3項、白老町墓園造成事業特別会計の廃止の際、同会計に属する剰余金、債権及び債務は、白老町一般会計に帰属するものとする。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

本案に対する対する質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町墓園造成事業特別会計条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣言

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。

明日1月28日から3月31日までの間は、休会となっておりますのでご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前 11時45分）